

小児慢性特定疾病児童等 訪問看護事業の御案内



在宅で療養されている“人工呼吸器を装着した方”に対し、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護が行われた場合に助成します。

① 事業概要

診療報酬で定められた回数（1日3回）を超える御自宅への訪問看護が行われた場合に、県が訪問看護ステーションに対して費用を助成します。

なお、本事業は年間100回を上限として利用することができます。

（自己負担）

訪問看護師の交通費は自己負担していただきます。

② 対象者

栃木県内（宇都宮市を除く）に住所を有する下記に該当する方（満20歳未満）で、かつ人工呼吸器を装着している方。

- ① 小児慢性特定疾病医療費を受給している方
- ② 小児慢性特定疾病医療費の受給歴のある方
小児慢性特定疾患医療受診券所持歴のある方

③ 手続き

利用申請書を患者さんの住所を管轄している、県の健康福祉センターの担当窓口へ提出してください。

* 詳しくは、下記の問い合わせ先に御相談ください。

【問い合わせ先】

県西健康福祉センター Tel 0289-62-6225

県東健康福祉センター Tel 0285-82-2138

県南健康福祉センター Tel 0285-22-0488

県北健康福祉センター Tel 0287-22-2679

安足健康福祉センター Tel 0284-41-5895

今市健康福祉センター Tel 0288-21-1066

栃木健康福祉センター Tel 0282-22-4121

矢板健康福祉センター Tel 0287-44-1297

烏山健康福祉センター Tel 0287-82-2231

栃木県保健福祉部健康増進課 Tel 028-623-3086